

問 宍粟市寄付条例の制定を

答 20年度の制定を検討

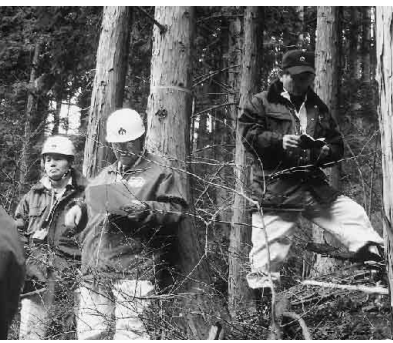
西川 省一 議員

問

自治体の寄付条例とは、市が複数のメニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄付を募り事業推進をするものだ。当市の広大な人工林は間伐等の手が入らず、山林の崩壊や洪水の大災害が心配だ。山林の公益性と立木の生産確保のために、市内外の方々より寄付を頂き、山林の管理や、観光資源の整備開発等の政策を取り入れた、例えば「ふるさと宍粟の森を守る寄付条例」を制定し施策を推進すべきだ。

市長

寄付金による事業は特徴的な施策の展開も



岡城山(一宮)の選木状況

可能であり、新たなまちづくりのきっかけとして平成20年度に

宍粟市寄付条例の制定を検討していきたい。ご提案の森林保全と観光資源の整備や、以前、質問の少子化対策事業についても対象事業として検討していきたい。

問

死亡原因のトップはがんである。国立がんセンター提唱の「がんを防ぐための12ヶ条」を積極的に実行すれば、がんの6割が防げると考えられている。この12ヶ条を各家庭に配布し喚起を促し市民運動としては、また、検診率の向上対策は。

福祉部長

がん対策基本法のもと、効果的な

検診の実施や「12ヶ条」の啓発については啓発物として各種教室や行事で配布。全戸配布については、がん検診申込書の中に記載して送付したい。

問 税及び公共料金の未収金対策は

答 悪質滞納者は差し押さえ

木藤 幹雄 議員

問

現在、市の借金の未償還金が759億円であるが、今後大きな事業が計画されている現状である。よって、以下の項目についてお尋ねします。ピーク時の公債費比率は何%か、今後の事業に影響はないか。ピーク時の起債の総額と10年後の起債残高はいくらになるのか。

市長

21%をピークにその後には下降するものと想定しており、今後事業への影響はないと考えております。起債の総額は793億円をピークにその後は減少するものと考えております。起債残高は、平成28

年末で600億円まで削減出来ると見込んでおります。

問

宍粟市の現在の税及び公共料金、住宅建設資金、改修資金、生業資金の滞納額と徴収の具体策はあるのか。また未収金の時効の中断はされているのか。

副市長

5月、8月、年末を徴収強化月間と位置づけ、全管理職の戸別訪問による徴収をするなど全庁的に取り組んでおります。

高額滞納者や悪質滞納者については、差し押さえ等の処分を進めていきます。

各担当部長

税、使用料等の滞納額は、現

年、過年度を含め約10億1千149万円であります。時効の中断は図っておりますが法的な問題もあり今後十分検討をいたします。



税務課窓口